

(3) 行政財産使用許可の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																		
中央卸売市場	<p>大阪府中央卸売市場においては、行政財産の使用許可に関し、大阪府中央卸売市場業務規程に該当のないものは、大阪府公有財産規則を準用し、許可を行っているが、下記については、行政財産の使用許可が行われずに設置されていた。</p> <table border="1" data-bbox="439 594 1605 716"> <thead> <tr> <th>設置物</th> <th>設置場所</th> <th>設置者</th> <th>縦(m)</th> <th>横(m)</th> <th>面積(m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>郵便ポスト</td> <td>管理棟前</td> <td>日本郵便株式会社</td> <td>0.62</td> <td>0.8</td> <td>0.496</td> </tr> <tr> <td>可動式看板</td> <td>金融棟裏出入口</td> <td>金融棟内小売業者</td> <td>0.45</td> <td>0.45</td> <td>0.2025</td> </tr> </tbody> </table> <p>【地方自治法】 (行政財産の管理及び処分) 第238条の4 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。</p> <p>【地方公営企業法】 (資産の取得、管理及び処分) 第33条 地方公営企業の用に供する資産の取得、管理及び処分は、管理者が行う。</p>	設置物	設置場所	設置者	縦(m)	横(m)	面積(m ²)	郵便ポスト	管理棟前	日本郵便株式会社	0.62	0.8	0.496	可動式看板	金融棟裏出入口	金融棟内小売業者	0.45	0.45	0.2025	<p>本件について速やかに是正措置を講じるとともに、他に同様のものがないかについても調査を行い、行政財産使用許可の事務について、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (管理の原則) 第14条 公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。</p> <p>(使用許可の範囲) 第22条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の4第7項の規定により、その使用を許可することができる。 一 府の職員、府立の学校その他の施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき。 二 国又は他の地方公共団体が行う調査研究、公の施策の普及宣伝その他公共の目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間供するとき。 三 水道事業、電気事業、ガス事業その他知事が指定する事業の用に供するとき。 四 災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。 五 国又は他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するとき。 六 行政財産の効率的利用に資すると認められるとき。 七 前各号に掲げるもののほか、府の事務若しくは事業の遂行上又は公益上やむを得ないと認められるとき。</p>	<p>郵便ポストは、設置者に対し、行政財産使用許可及び使用料が必要である旨を説明したところ、引き続き設置する意思を確認したため、行政財産使用許可を行い、使用料を徴収して、引き続き設置させることで、設置者と協議が成立し、合意した。</p> <p>可動式看板は、設置者に対し、同様の趣旨を伝え、速やかに撤去させた。</p> <p>なお、場内を調査したところ、他に行政財産使用許可を受けずに設置されているものはなかった。</p>
設置物	設置場所	設置者	縦(m)	横(m)	面積(m ²)																
郵便ポスト	管理棟前	日本郵便株式会社	0.62	0.8	0.496																
可動式看板	金融棟裏出入口	金融棟内小売業者	0.45	0.45	0.2025																

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成28年6月16日及び同年7月11日）

対象受検機関名	検出事項					是正を求める事項	措置の内容										
福泉高等学校	<p>行政財産について使用許可を行わず、その一部を軽食販売のために使用させているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="489 541 1691 735"> <thead> <tr> <th data-bbox="489 541 697 583">使用場所</th> <th data-bbox="697 541 928 583">使用目的</th> <th data-bbox="928 541 1317 583">使用期間</th> <th data-bbox="1317 541 1513 583">使用面積</th> <th data-bbox="1513 541 1691 583">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="489 583 697 735">食堂</td> <td data-bbox="697 583 928 735">軽食の販売</td> <td data-bbox="928 583 1317 735">平成28年5月9日から 平成28年6月3日まで (土・日は除く)</td> <td data-bbox="1317 583 1513 735">3 m²</td> <td data-bbox="1513 583 1691 735">320円</td> </tr> </tbody> </table>					使用場所	使用目的	使用期間	使用面積	使用料	食堂	軽食の販売	平成28年5月9日から 平成28年6月3日まで (土・日は除く)	3 m ²	320円	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、行政財産使用許可の事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 第22条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の4第7項の規定により、その使用を許可することができる。 一 府の職員、府立の学校その他の施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき。 第26条 行政財産使用料条例(昭和39年大阪府条例第6号。以下「使用料条例」という。)第3条に規定する知事が定める使用料の額の基準は、使用期間1年につき、次の各号に定める算式により計算した額とする。 3 使用期間が1年に満たない場合又は使用期間に1年未満の端数がある場合の使用料の額の基準は、第1項の規定による額を日割りによって計算した額とする。 第27条 前条の規定により難い場合における使用料の額の基準は、知事が別に定める。</p> <p>特定事項第6 (公有財産規則第27条及び第34条の規定による使用料及び貸付料の額の特例) 6 高等学校、高等専門学校及び高等職業技術専門学校の一部を食堂及び売店として使用させる場合並びに警察施設の一部を食堂、理髪室、売店及び喫茶室として使用させる場合の使用料の額の基準</p>	<p>監査結果を踏まえ、使用者から使用料相当の額を徴収し収入した。</p> <p>今後とも大阪府公有財産規則に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
使用場所	使用目的	使用期間	使用面積	使用料													
食堂	軽食の販売	平成28年5月9日から 平成28年6月3日まで (土・日は除く)	3 m ²	320円													

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成28年5月27日)